

播磨町発注公共工事における週休2日制度試行実施要領（建築及び設備工事）

（趣旨）

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図るため、工事現場における週休2日確保に取り組む建築及び設備工事の試行的に実施することに関し必要な事項を定める。

（用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）現場閉所 巡回パトロールや保守点検等を除き、1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）がない状態をいう。
- （2）現場休息 分離発注工事の場合にあって、各発注工事単位で、1日を通して現場作業（現場事務所での作業を含む。）がない状態をいう。
- （3）4週8休以上 現場閉所又は現場休息（以下「現場閉所等」という。）の日数の割合が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- （4）月単位の週休2日 対象期間における全ての月で、4週8休以上の現場閉所等を行ったと播磨町（以下「町」という。）が認める状態をいう。
- （5）通期の週休2日 対象期間において、4週8休以上の現場閉所等を行ったと町が認める状態をいう。

（対象工事）

第3条 この要領による対象となる工事は、町が発注する予定価格が200万円を超える建築及び設備工事であって、かつ、入札参加者審査会又は工事発注担当課長が指定する建築及び設備工事とする。

（対象期間）

第4条 この要領による対象となる期間（以下「対象期間」という。）は、工事着手日から工事完成日までの期間とする。ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間、工場制作のみを実施している期間等は含まないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、暴風、豪雨、洪水、地震、地滑り、落盤、火災、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって、受注者の責めに帰すことができない事象が発生した場合は、町と受注者が協議し、対象期間を定める。

（発注方式）

第5条 発注方式は、町が月単位の週休2日又は通期の週休2日のいずれかに取り組むことを指定する町指定方式とする。ただし、1つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、全ての工事について同一の方式を選択するものとする。

（週休2日対象工事である旨の明示）

第6条 週休2日の対象となる工事である旨の明示は、入札公告への記載により行うものとする。

（週休2日の確認）

第7条 町は、受注者が月単位の週休2日又は通期の週休2日を行ったことを確認するため、当

該受注者に町が指定する資料を提出させることができるものとする。

(週休2日工事であることの見える化)

第8条 受注者は、週休2日工事であることを工事看板に明記し、対象期間において公衆の見やすい場所に掲示するものとする。

(元請下請の取引の適正化)

第9条 受注者は、週休2日工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者に不利益が生じることのないよう、調整及び連携を行うものとする。

附 則

この要領は、令和8年5月1日から適用する。